

【共通】

業務名：旧岩美病院解体工事地盤変動影響事前調査業務

特記仕様書

第1(目的・主旨)

当事業は、旧岩美病院解体工事に起因する地盤変動により損害等が生ずるおそれがある家屋等の事前調査を行うものである。

第2(適用範囲)

本業務の履行に当たっては、特に定めのない限り、調達公告日時点で最新の「測量業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部用地調査等業務共通仕様書」、「鳥取県県土整備部地盤変動影響調査等標準仕様書」によるほか、この特記仕様書によること。

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		用地業務 ・地盤変動影響調査(事前調査) 建物等調査 木造建築物 A 35 棟 木造建築物 B 1 棟 木造建物物 C 2 棟 非木造建物 5 棟 工作物 35 箇所
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		関係官公庁等への手続き状況は以下のとおりである。 ・手続き状況無し なお、これら以外の機関と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		・地元関係者との交渉等に必要な資料(本業務に係る調査案内等)を作成すること。 ・個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				成果物の提出		成果物は、下記のとおりとする。 ・報告書 2部 ・電子媒体 2部 (CD-R、DVD-R、HDD 又はフラッシュメモリー等)
追加				関連業務		
追加				疑義等		本業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				見積り等		
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成 29 年 1 月 31 日付第 201600158128 号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				遠隔臨場		

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については、 https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htm に掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		
追加				オンライン電子納品		
追加				BIM/CIM適用		
追加				担当技術者の実施状況報告書		「鳥取県県土整備部測量等業務総合評価競争入札実施要領」(https://www.pref.tottori.lg.jp/94275.htm)第7条(2)ウに係る担当技術者(以下「主たる担当技術者」という。)を配置する場合の取り扱いは以下のとおりとする。 ・担当技術者のうち、主たる担当技術者は3人までとする。 ・業務計画書において、担当技術者のうち、誰が主たる担当技術者であるか明確にすること。 ・原則、主たる担当技術者は、担当する業務の打合せに出席すること。 ・受注者は設計業務等が完了したときは、「担当技術者の実施状況報告書」を提出すること。
追加				真夏日以上の日に現場作業を見送った場合の履行期間の延長		真夏日以上の日(※)に、現地踏査、測量、調査等の現場作業の実施を見送った場合、見送った期間に相当する日数分、履行期間を延長することができる。 現場作業を見送った場合は、当該月の履行報告書に見送った期間に相当する日数の累計を明記すること。 履行期間の延長を希望する場合は、当該現場作業が完了した日以降に、履行期間の延長について調査職員と協議すること。 なお、見送った期間に相当する日数には、現場作業日数だけでなく、再準備等に要した日数も含まれる。 積上げる日数は日単位とし、半日、時間単位の作業予定であったとしても1日として加算する。 ※真夏日以上の日とは、予報値で湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。 なお、夜間作業の場合は作業時間帯の予報値が湿球黒球温度(WBGT)28℃以上又は日最高気温が31℃以上の日をいう。
追加				熱中症対策に係る現場施設、設備に要する費用		
追加				賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更の取扱い		
追加				その他		

【用地調査業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容(主たる補償業務の区分)		地盤変動影響調査等
			5	主任担当者	1	補償業務管理士(事業損失部門)又は補償業務管理者(事業損失部門)
			6	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、調査職員に協議すること。
					2	補償業務管理士(いずれの部門でも可)又は補償業務管理者(いずれの部門でも可)
追加				その他		
追加				その他		
追加				地盤変動影響調査		地盤変動影響事前調査で行う亀裂、ちり切れ等の調査のうち、その長さが事後調査で変化しないと明らかに予測される場合においても、必ず計測すること。(損傷の状況に「全長」、「全周」は使用しない。)
追加				打合せ協議		本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において行うこととし、3回を予定している。 ・当初・中間・成果納品時 なお、業務着手時及び業務完了時には主任担当者は立ち会うこと。
追加				石綿調査算定		